

税理士・田中誠のつぶやき

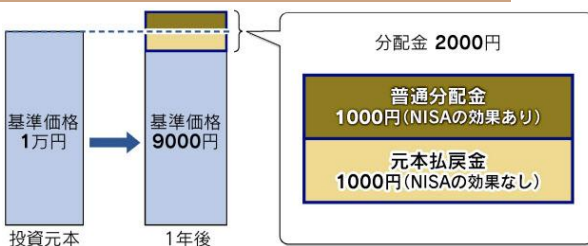
NISA講座②

NISAには、手本とした英国のISAにはない制度上の違いがあります。NISAを使って購入した金融商品をいったん売却すると、その**非課税枠を再利用できない**のです。例えば 100 万円分の投資信託を購入し、すぐに売却すれば、その年はもうNISAの譲渡益や配当に非課税枠は使えません。非課税の恩恵を一杯受けるにはNISAの仕組みをよく理解し、**非課税枠を無駄なく使う**ことがキーポイントとなります。

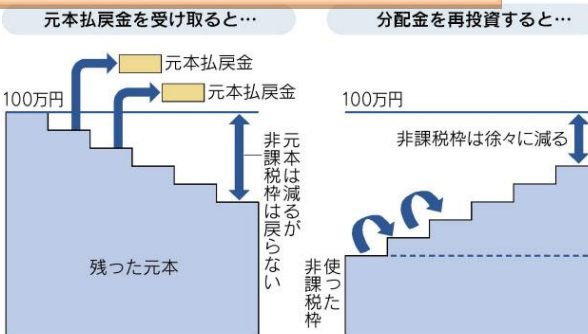
ポイント① 投信の分配金は利益とは限らない

投信の利益は、価格上昇による売却益と分配金の合計で考える必要があります。分配金には普通分配金と元本払戻金（特別分配金）の2種類があります。前者は元本を上回った利益を還元するものですが、元本払戻金は投資家が払った元本を返したただけなのです。その分、投信の基準価格は下がるので投資家にとって利益ではありません。

分配金には元本払戻金の一部も



分配金が非課税枠を喰うことも



金融庁の証券会社への監督指針

- ☑ 顧客が短期間に売買を繰り返すような取引は制度の趣旨になじまない
- ☑ 「定額積み立てサービス」や「中長期の資産形成に資する金融商品」を推奨



回転売買の防止 = 非課税枠の再利用不可

例えば 1 万円で投信を買い、分配金を 2000 円受け取った場合で考えましょう。分配金を受け取った後の投信の基準価格が 9000 円なら、1000 円は普通分配金ですが、残りの 1000 円は元本の払い戻しということになります。

2014 年から通常分配金に 20%（今年まで 10%）かかる税金が、NISA では非課税です。仮に年初に 100 万円分の投信を購入し、毎月 5000 円の普通分配金を受け取れば年間の利益は 6 万円。通常 20% の 1 万 2000 円が税として徴収されますが、NISA では手元に残るのです。5 年続けば 6 万円も差額がでる計算になります。

NISA で分配金を受け取ろうと、人気の投信でも元本払戻金を出すケースが少なくありません。ただし、**元本払戻金はもともと非課税のため、NISA で受け取ってもメリットはありません**。しかも、元本払戻金は投信の一部を売却したことと同じです。その分、**運用資産が減り、使った非課税枠は戻らない**のです。それだけに元本払戻金を受け取らずに済む投信選びが重要となります。

ポイント② 分配金の再投資も非課税枠を使う

長期の資産形成を考えるなら分配金は再投資に回し、複利効果を狙うのが原則です。再投資できるのは通常、分配金から税を除いた部分ですが、NISA では全額を再投資できる分、有利となります。しかし NISA では**分配金の再投資は新たな投資と見なされ、やはり非課税枠を消費する**のです。例えば年初に 50 万円を投資し、その後得た 1 万円の分配金を再投資すると、非課税枠を 51 万円使ったこととなります。再投資で上限の 100 万円を超えると、その分は課税口座での投資になってしまいます。

ポイント③ 運用益を再投資に回す投信を選ぶ

結論は分配金を出す回数が少ない投信や、**運用益を再投資に回す方針の投信を選ぶ**ことです。

実は分配金を受け取って再投資に回すのも、運用者が分配金を出さずに再投資に回すのも、投資家には同じことです。分配金で非課税枠を消費しない分、より NISA を効率的に使えることとなります。この特徴を意識し、分配金を出す回数を抑え、複利効果を高めることを重視した投信を金融機関は設定するよう指導されています。金融庁は監督指針で「回転売買の防止」を証券会社に指導しています。非課税枠の再利用ができない NISA の制度設計にも、その政策意図が覗えます。